

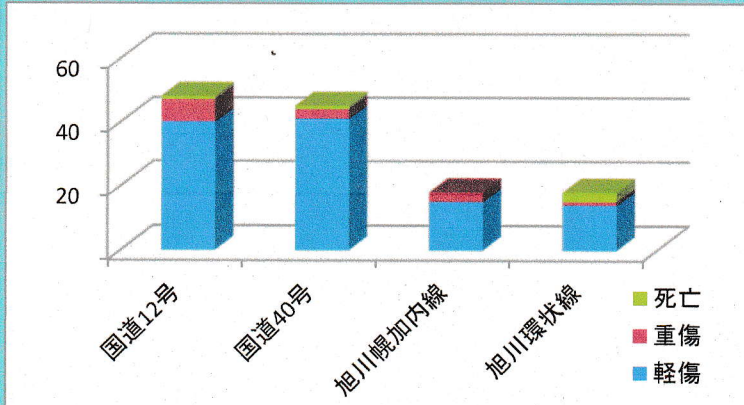
速度取締指針

旭川中央警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道12号	午前8時から午後8時	郊外	法定速度(60km/h)
国道40号	午前8時から午後6時	郊外	法定速度(60km/h) 指定速度(50km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

旭川中央警察署管内の交通事故実態等



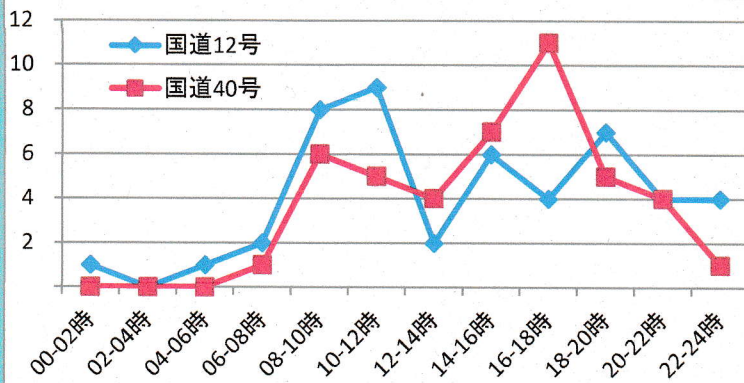
過去5年間の5月～10月に発生した人身交通事故434件のうち

- ・ 国道12号では48件(11.1%)
- ・ 国道40号では45件(10.3%)と多くの事故が発生しています。

また、交通死亡事故は

- ・ 国道で2件
- ・ 道道で4件
- ・ その他2件

発生しています。



過去5年間の5月～10月に発生した人身交通事故を発生時間帯別で見ると

- ・ 国道12号(48件)
 - 10-12時 9件
 - 08-10時 8件
 - 18-20時 7件
- ・ 国道40号(45件)
 - 16-18時 11件
 - 14-16時 7件
 - 08-10時 6件

の時間帯に多く発生しています。

道路交通環境

国道12号は札幌方面と旭川市、国道40号は旭川市と稚内方面をそれぞれ結ぶ主要幹線道路のため一般車両と大型車両が混在して通行する交通量の多い道路であり、両国道とも実勢速度が速く、重大交通事故発生の危険性が高い道路です。

その他の交通指導取締りの要点

市街地における交差点違反、シートベルト取締り、繁華街等の飲酒運転取締り強化

令和7年11月から令和8年4月までの速度取締りの重点と取組状況

管内全域での人身交通事故件数は132件で前年対比+14件と増加しました。国道を中心とした速度取締りを実施した結果、最高速度違反に起因する死亡及び重傷交通事故などの重大交通事故の発生はありませんでした。